

3 階直結直圧式給水施工基準

令和 7 年 4 月 1 日

知 立 市 水 道 事 業

3 階直結直圧給水施工基準

平成 2 4 年 1 0 月 1 日

知 立 市 水 道 事 業

3 階直結直圧式給水施工基準

1. 目的

この基準は、小規模受水槽を設置することなく、配水管の水圧を有効利用することにより、一戸建て 3 階建築物に直結直圧式給水（以下「3 階直結直圧給水」という。）を実施する場合の取り扱いを定めるものとする。

2. 実施条件

1) 対象建物

対象建物は一戸建て 3 階建て建築物とし、種別は下記のとおりとする。

- (1) 一戸建て専用住宅
- (2) 一戸建て小規模店舗付き住宅

ここでいう小規模店舗というのは、一般用の用途に属し日常生活に密着する営業の用に供するものである。ただし、ストック機能が必要な建物、逆流によって配水管が汚染する恐れのある薬品工場等は除く。例えば飲食店、理美容室、24 時間営業施設、クリーニング店、印刷工場等である。

- (3) その他市が認めたもの

2) 給水栓の設置についての条件

- 1・2 階に流し、風呂、トイレが有り、3 階に設置する給水栓においては、生活に支障をきたさない補助的な給水栓の設置に限る。**トイレを 3 階に設置する場合は、タンク式のみ設置可能とする。**

3) 給水高さ

3 階に設置する最高位の給水栓の高さは、道路給水取出箇所の道路面 G L より 8. 0 m 以下とする。

4) メーター口径

メーター口径は 2 0 mm 以上とする。

5) 配水管最小動水圧と設計水圧

配水管最小動水圧は、申請地に最も近接した消火栓等において、**市により実施する** 24 時間の自記録式水圧計により測定した最低値を、測定地と申請地及び配水系統を考慮した上で、高低差を補正した値とする。

配水管最小動水圧は、0. 2 M p a（基準値）以上であること。設計水圧は、0. 2 M p a とする。ただし、配水管最小動水圧が基準値以下であっても、配水管平均最小動水圧が 0. 2 M p a 以上であるときは、「通常の場合でも時間によって、3 階の給水栓が使用出来ないこと。」という条件を承諾書に付して、配水管最小動水圧を基準値とすることが出来ることとする。

6) 承諾書の提出

申請者は、指定工事業者を通じて「給水装置工事申込書」と共に「承諾書」を提出すること。（別紙参照）

3. 給水装置の構造

1) 給水装置の材料等

- (1) 給水装置に使用する材料、直結器具、付属器具等については、水道法に基づく給水

3 階直結直圧給水施工基準

1. 目的

この基準は、小規模受水槽を設置することなく、配水管の水圧を有効利用することにより、一戸建て 3 階建築物に直結直圧給水（以下「3 階直結直圧給水」という。）を実施する場合の取り扱いを定めるものとする。

2. 実施条件

1) 対象建物

対象建物は一戸建て 3 階建て建築物とし、種別は下記のとおりとする。

- (1) 一戸建て専用住宅
- (2) 一戸建て小規模店舗付き住宅

ここでいう小規模店舗というのは、一般用の用途に属し日常生活に密着する営業の用に供するものである。ただし、ストック機能が必要な建物、逆流によって配水管が汚染する恐れのある薬品工場等は除く。例えば飲食店、理美容室、24 時間営業施設、クリーニング店、印刷工場等である。

- (3) その他市が認めたもの

2) 給水栓の設置についての条件

- 1・2 階に流し、風呂、トイレが有り、3 階に設置する給水栓においては、生活に支障をきたさない補助的な給水栓の設置に限る。

3) 給水高さ

3 階に設置する最高位の給水栓の高さは、道路給水取出箇所の道路面 G L より 8. 0 m 以下とする。

4) メーター口径

メーター口径は 2 0 mm 以上とする。

5) 配水管最小動水圧と設計水圧

配水管最小動水圧は、申請地に最も近接した消火栓等において、24 時間の自記録式水圧計により測定した最低値を、測定地と申請地及び配水系統を考慮した上で、高低差を補正した値とする。

配水管最小動水圧は、0. 2 M p a（基準値）以上であること。設計水圧は、0. 2 M p a とする。ただし、配水管最小動水圧が基準値以下であっても、配水管平均最小動水圧が 0. 2 M p a 以上であるときは、「通常の場合でも時間によって、3 階の給水栓が使用出来ないこと。」という条件を承諾書に付して、配水管最小動水圧を基準値とすることが出来ることとする。

6) 承諾書の提出

申請者は、指定工事業者を通じて「給水装置工事申込書」と共に「承諾書」を提出すること。（別紙参照）

3. 給水装置の構造

1) 給水装置の材料等

- (1) 給水装置に使用する材料、直結器具、付属器具等については、水道法に基づく給水装置の構造及び材質基準に適合したもので、知立市給水装置設計施工基準（以下「設

装置の構造及び材質基準に適合したもので、知立市給水装置設計施工基準（以下「設計施工基準」という。）に基づき設計施工すること。又、給水装置の材料は、所定の検査に合格したものでなければならない。給水管口径は、立上管の最上部までは極力、道路取付管と同口径とし、管の摩擦損失を少なくすること。

- (2) 3階直結直圧式給水の場合、圧力損失が大きくなるため、給水器具や材料の選定、給水管口径の決定には、圧力損失に十分配慮すること。

4. 事前協議

申請者は、指定工事業者を通じて「事前協議書」〔様式第1号〕を提出し、給水装置工事申込書を提出する前に事前に審査を受けるものとし、その手続きは次のとおりとする。

1) 調査

指定工事業者は、設計着手前に「本基準」及び「設計施工基準」等に定める事項に対する、適否の事前調査を十分に行うこと。又、建築の設計段階で指定工事業者でない設計事務所からの問合せも市において説明する。

2) 損失水頭計算

- (1) 損失水頭の計算に必要な諸条件の設定及び計算例は「設計施工基準」による。
(2) 指定工事業者は、損失水頭の計算上不明な点がある場合は、市と協議すること。
(3) 損失水頭を計算する場合、設計施工基準及び水道施設設計指針（以下「設計指針」という。）を参考に、給水装置形態、同時使用を考慮した使用条件、設計水量を仮定したうえで計算する。使用条件を仮定する時の水栓の優先順位は、次のとおりとする。
- ① 台所流し台
 - ② 浴槽
 - ③ トイレ用ロータンク
 - ④ 洗面台
- 最も管末になる水栓を、起点に損失水頭を計算すればよいが、給湯配管があるものについては、水のみ使用した場合を仮定してよいものとする。

3) 提出書類

指定工事業者は、市に必要書類（位置図・平面図・立面図・損失水頭計算書）を添付した「事前協議書」を1部提出する。

4) 審査

市は、提出された書類及び現場の状況等を、実施条件、損失水頭計算書等とあわせ、適否について審査する。

5) 回答

市は、3階直結直圧式給水の可否について「回答書」〔様式第2号〕にて申請者あてに通知するものとする。

5. 完了検査

3階直結直圧式給水を実施した給水装置は「設計施工基準」に基づき検査を実施する。検査の結果、不合格となった場合には協議内容のとおり改善し、合格の判定をするまで給水開始は保留する。

「設計施工基準」という。）に基づき設計施工すること。又、給水装置の材料は、所定の検査に合格したものでなければならない。給水管口径は、立上管の最上部までは極力、道路取付管と同口径とし、管の摩擦損失を少なくすること。

- (2) 3階直結直圧式給水の場合、圧力損失が大きくなるため、給水器具や材料の選定、給水管口径の決定には、圧力損失に十分配慮すること。

4. 事前協議

申請者は、指定工事業者を通じて「事前協議書」〔様式第1号〕を提出し、給水装置工事申込書を提出する前に事前に審査を受けるものとし、その手続きは次のとおりとする。

1) 調査

指定工事業者は、設計着手前に「本基準」及び「設計施工基準」等に定める事項に対する、適否の事前調査を十分に行うこと。又、建築の設計段階で指定工事業者でない設計事務所からの問合せも市において説明する。

2) 損失水頭計算

- (1) 損失水頭の計算に必要な諸条件の設定及び計算例は「設計施工基準」による。
(2) 指定工事業者は、損失水頭の計算上不明な点がある場合は、市と協議すること。
(3) 損失水頭を計算する場合、設計施工基準及び水道施設設計指針（以下「設計指針」という。）を参考に、給水装置形態、同時使用を考慮した使用条件、設計水量を仮定したうえで計算する。使用条件を仮定する時の水栓の優先順位は、次のとおりとする。
- ① 台所流し台
 - ② 浴槽
 - ③ トイレ用ロータンク
 - ④ 洗面台
- 最も管末になる水栓を、起点に損失水頭を計算すればよいが、給湯配管があるものについては、水のみ使用した場合を仮定してよいものとする。

3) 提出書類

指定工事業者は、市に必要書類（位置図・平面図・立面図・損失水頭計算書）を添付した「事前協議書」を1部提出する。

4) 審査

市は、提出された書類及び現場の状況等を、実施条件、損失水頭計算書等とあわせ、適否について審査する。

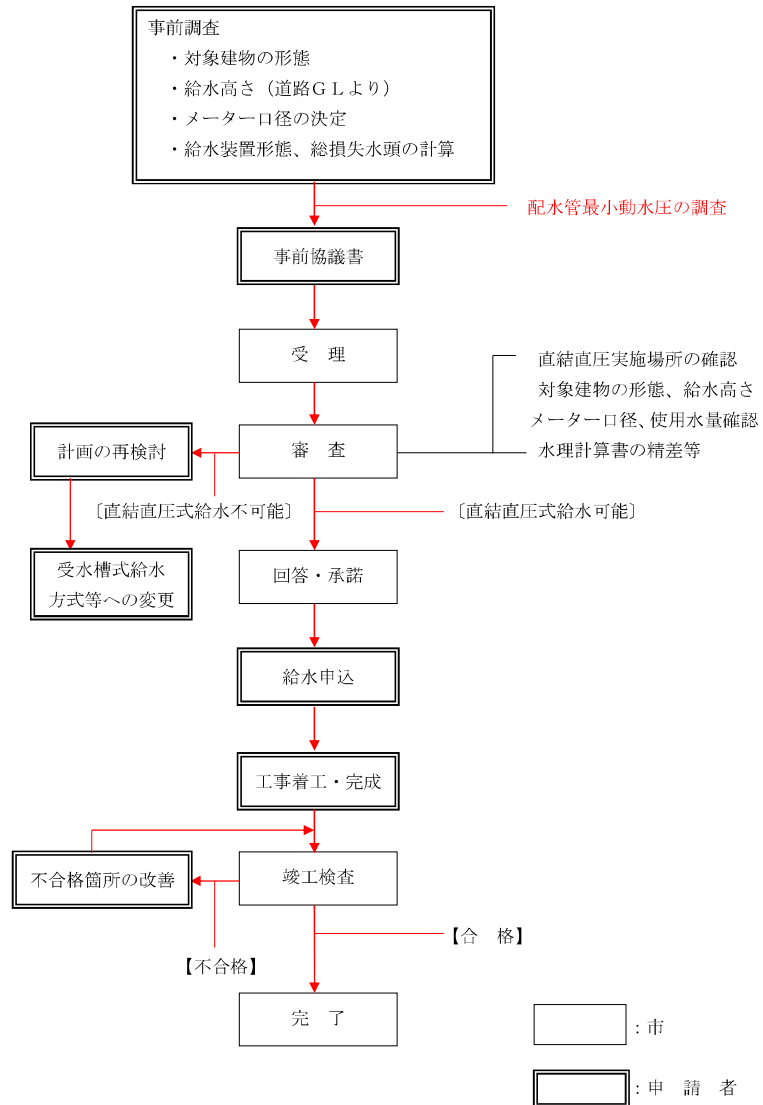
5) 回答

市は、3階直結直圧給水の可否について「回答書」〔様式第2号〕にて申請者あてに通知するものとする。

5. 完了検査

3階直結直圧給水を実施した給水装置は「設計施工基準」に基づき検査を実施する。検査の結果、不合格となった場合には協議内容のとおり改善し、合格の判定をするまで給水開始は保留する。

3 階直結直圧式給水フロー図



(様式第 1 号)

年 月 日

知立市水道事業
知 立 市 長 様

届出者（指定工事店）
住 所
届出者名 印

3 階直結直圧式給水事前協議書

下記のとおり 3 階直結直圧式給水を申請したいので、給水の可否について協議をお願いします。

記

- 1 申請場所
2 建物の規模
1 戸建て専用住宅 階建
1 戸建て小規模店舗付き住宅 階建
4 工事時期 年 月 日 ～ 年 月 日
5 指定給水装置工事事業者
業 者 名
電話番号
6 添付書類
位置図 平面図 立体図 損失水頭計算表
その他必要書類

3階直結直圧式給水承諾書

年 月 日

知立市水道事業

知 立 市 長 様

申請者（所有者）

住 所.....

氏 名.....印

電 話.....

3階直結直圧式給水を申請するにあたり、下記の事項について承諾します。

記

1. 受水槽のような貯留機能がないため、漏水や配水管布設替工事等による断水時には一時的に水の使用ができなくなること。
2. 計量法に基づく水道メーターの交換及び水道メーターの異常による交換の際には、一時的に断水を伴うこと。
3. 配水管の水圧変動や使用量の増加により水不足が発生した場合には、所有者（使用者）が工事費を全額負担し、受水槽及びポンプ設備等適切な施設を設置すること。
4. 節水等に伴い配水管圧力が減圧したときに、一部の給水栓が使用できないこと。
5. 給水装置所有者又は使用者に異動が生じたときは、本承諾書の内容を継承させること。
6. 通常の場合でも時間によって、3階の給水栓が使用出来ないこと。

附 則

この施工基準は、平成24年10月1日より試行する。

附 則

この施行基準は、令和7年4月1日より施行する。